

○ 国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">国営農地再編整備事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">平成7年4月1日付7構改D第157号 制定 <u>令和2年3月31日付元農振第3696号</u> 最終改正</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 事業内容等</p> <p>本事業は、区画整理及び開畑（開発して畑とすることが適当な土地及び農地間の地目変換により畑とすることが適当な土地を受益地とするものに限る。以下同じ。）を併せ行う令第49条第1項第5号に掲げる事業、<u>当該事業及び当該事業と併せ行うことが適当と認められる同項第6号に掲げる事業（令第49条第1項第5号に掲げる事業又は当該事業及び当該事業と併せ行うことが適当と認められる同項第6号に掲げる事業から構成される事業を以下「中山間地域型」という。）又は区画整理を行う令第49条第1項第4号の3に掲げる事業（以下「次世代農業促進型」という。）</u>で構成される。<u>中山間地域型と次世代農業促進型の</u>事業内容及び採択基準は、それぞれ次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">国営農地再編整備事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">平成7年4月1日付7構改D第157号 制定 <u>平成14年7月1日付14農振第775号</u> 最終改正</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 事業内容等</p> <p>本事業は、区画整理及び開畑（開発して畑とすることが適当な土地及び農地間の地目変換により畑とすることが適当な土地を受益地とするものに限る。以下同じ。）を併せ行う<u>土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第436号）による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）</u>第49条第1項第3号に掲げる事業、<u>当該事業及び当該事業と併せ行うことが適当と認められる同項第4号から第8号までに掲げる事業、令第49条第1項第5号に掲げる事業又は当該事業及び当該事業と併せ行うことが適当と認められる同項第6号に掲げる事業で構成される。その事業内容及び採択基準は、対象地域を中山間地域に限定するもの（以下「中山間地域型」という。）と対象地域を限定しないもの（以下「一般型」という。）との区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。</u></p>

(削る)

1 一般型

(1) 事業内容

- ① 一般型は、旧令第49条第1項第3号に掲げる事業を基幹事業とし、同項第4号から第8号までに掲げる事業を併せ行うことができるものとする。
- ② 旧令第49条第1項第3号の農林水産大臣が定める基準は、生産者と消費者との交流の促進を通じて地域農業の生産性の向上及び農業構造の改善を図るため、消費者への直接販売等に資する参加・体験型農園が設定される土地であって、おおむね20ヘクタール以上の面積を有することとする。

(2) 基幹事業の採択基準

基幹事業の採択基準は、次の①から③までに定める要件のすべてを満たすものであることとするが、畑を主として対象にする地区（受益地の面積に占める田以外の農用地の面積の割合がおおむね2分の1以上であるものをいう。以下同じ。）にあつては、①及び④に定める要件を満たす場合にも採択基準を満たすものとする。

- ① おおむね 400ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。
ただし、(1)の②の農林水産大臣の定める基準に該当するものを含む場合にあつては、おおむね 200ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。
- ② 事業完了時の基幹事業の受益地内における農地集積増加率がおおむね20パーセントを超えることが見込まれること。
- ③ 基幹事業の施行地域内にある農用地の面積に占める田の面

1 中山間地域型

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

① 基幹事業に係る受益地の地積の合計がおおむね 400ヘクタール以上であって、当該基幹事業に係る受益地の地積の合計に占める区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積の割合が3分の2以上であるもの。

ただし、区画整理及び開畑を併せ行う事業の施行地域内に1の(1)の②の農林水産大臣の定める基準に該当するものを含む場合にあつては、当該区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積がおおむね 200ヘクタール以上であるもの。

なお、令第49条第1項第5号のイからニに掲げる事業については、別に定める要件に合致するものであることとする。

積の割合がおおむね4分の1以上であり、かつ、その田の面積に占める地目変換又は非農用地区域の設定等が行われる面積の割合が20分の1以上であること。

④ 事業完了時の基幹事業の受益地内における利用権等設定率がおおむね20パーセント以上又は利用集積率がおおむね80パーセント以上となることが見込まれること。

(3) 併せ行う事業の採択基準

併せ行う事業は、旧令第49条第1項第4号から第8号までに掲げる事業とし、その採択基準は、別に定める要件に合致するものであることとする。

2 中山間地域型

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

① 基幹事業に係る受益地の地積の合計がおおむね 400ヘクタール以上であって、当該基幹事業に係る受益地の地積の合計に占める区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積の割合が3分の2以上であるもの。

ただし、区画整理及び開畑を併せ行う事業の施行地域内に2の(1)の②の農林水産大臣の定める基準に該当するものを含む場合にあつては、当該区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積がおおむね 200ヘクタール以上であるもの。

なお、令第49条第1項第5号のイからニに掲げる事業については、別に定める要件に合致するものであることとする。

②・③（略）

(4)（略）

2 次世代農業促進型

(1) 事業内容

次世代農業促進型は、令第49条第1項第4号の3に掲げる区画整理（以下「基幹事業」という。）又は基幹事業及び基幹事業と併せ行うことが適当と認められる令第49条第1項第4号の3に掲げる農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。以下「併せ行う事業」という。）とする。

(2) 採択基準

令第49条第1項第4号の3の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、次の要件の全てを満たすものとする。

① 次世代農業農村振興計画が市町村により策定され、かつ次世代農業農村振興計画において土地改良長期計画（土地改良法第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標等の達成が見込まれること。なお、次世代農業農村振興計画に定めるべき事項等については、農村振興局長が別に定めるものとする。

② 基幹事業及び併せ行う事業に係る受益地の地積の合計がおおむね400ヘクタール以上であって、当該基幹事業に係る受益地の地積がおおむね200ヘクタール以上であること。

②・③（略）

(4)（略）

(新設)

③ 農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画における目標年度までに、事業の受益地に占める、農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体（以下「担い手」という。）の農村振興局長が別に定める経営等農地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が、次のいずれかのとおり増加することが確実に見込まれること。

ア 事業開始の時から担い手農地利用集積計画における目標年度までに担い手農地利用集積率が40パーセントポイント以上増加し、60パーセント以上となること。

イ 担い手農地利用集積率が80パーセント以上となり、かつ担い手の経営等農地面積の平均が20ヘクタール以上となること。

④ 事業開始の時から次世代農業農村振興計画における目標年度までに、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること。

ア 当該事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積の割合が10パーセントポイント以上増加すること。

イ 当該事業の受益地内で生産された作物に係る販売額が20パーセント以上増加すること。

第5 調査及び全体実施設計

地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。以下同じ。）は、本事業の採択に先立ち、原則として、次により調

第5 調査及び全体実施設計

地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長。以下同じ。）は、本事業の採択に先立ち、原則として、次により調査及び全体実

査及び全体実施設計を行うものとする。

1 調査

(1) (略)

(2) 地方農政局長は、(1)の申請の適否を判定し、相当と認めた場合には、は、農林水産大臣にその旨の上申を行うものとする。

(3)・(4) (略)

2 全体実施設計

(1) 全体実施設計は、農村振興局長が別に定めるところにより、1の土地改良事業計画の案における工事計画に係る詳細な設計等を行うものとする。

(2) (略)

第6 (略)

第7 負担軽減措置の指導

地方農政局長は、第4の1の事業について、当該事業が地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域の生産基盤整備を促進する観点から実施される趣旨を踏まえ、国庫負担額を除いた残額の負担については受益農業者の負担軽減措置が講じられるよう都道府県知事及び市町村長を指導するものとする。

第8 都道府県に負担させる負担金の額の算定方法

本事業に係る都道府県に負担させる負担金の額は、令第52条第1

施設計を行うものとする。

1 調査

(1) (略)

(2) 地方農政局長は、(1)の申請の適否を判定し、相当と認めた場合に農林水産大臣にその旨の上申を行うものとする。

(3)・(4) (略)

2 全体実施設計

(1) 全体実施設計は、構造改善局長が別に定めるところにより、1の土地改良事業計画の案における工事計画に係る詳細な設計等を行うものとする。

(2) (略)

第6 (略)

第7 負担軽減措置の指導

地方農政局長は、要綱第4の2の事業について、当該事業が地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域の生産基盤整備を促進する観点から実施される趣旨を踏まえ、国庫負担額を除いた残額の負担については受益農業者の負担軽減措置が講じられるよう都道府県知事及び市町村長を指導するものとする。

第8 都道府県に負担させる負担金の額の算定方法

本事業に係る都道府県に負担させる負担金の額は、令第52条第1

項第1号の2から第1号の5までに定めるところにより算定するものとする。

第9 令第52条第1項第1号の2の農林水産大臣が定める額

1 令第52条第1項第1号の2の農林水産大臣が定める額は3分の1とする。ただし、北海道の区域内において行う場合にあつては、100分の25とする。

2 令第49条第1項第4号の3に掲げる併せ行う事業の基準は次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 基幹事業と当該事業の受益地が錯そうし、又は隣接していること。

(2) 基幹事業と併せて行うことにより、当該事業の効果が高められ、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであること。

3 2の要件によらずに行う農業用道路の新設又は変更に係る令第52条第1項第1号の2の農林水産大臣が定める額は、100分の50とする。ただし、北海道の区域内において行う場合にあつては、100分の45とする。

第10 委任
(略)

第11 その他

国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知。）第5の規定に基づき

項第1号の2から第1号の4までに定めるところにより算定するものとする。

(新設)

第9 委任
(略)

第10 経過措置

1 国営農地再編パイロット事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第483号農林水産事務次官依命通知。以下「再パ要綱」

調査又は全体実施設計が開始された地区については、第5の規定に基づき本事業に係る調査又は全体実施設計が開始されたものとみなす。

という。) 第5の規定に基づき調査又は全体実施設計が開始された地区については、第5の規定に基づき本事業に係る調査又は全体実施設計が開始されたものとみなす。この場合における当該地区に係る採択基準については、再パ要綱第4の2に定める採択基準によることができるものとする。

2 再パ要綱第6の1の規定に基づき国営農地再編パイロット事業として採択された地区については、第6の1の規定により国営農地再編整備事業として採択されたものとみなす。この場合において、当該地区について法第87条の3の規定に基づく土地改良事業計画の変更を行う際に、その事業内容等を第4に定める事業内容等に変更することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

国営農地再編整備事業実施要綱

平成7年4月1日付け7構改D第157号 制 定
令和2年3月31日付け元農振第3696号 最終改正
農林水産事務次官通知

第1 趣旨及び目的

1 近年の農業の国際化の進展に対応し、農業と農村の活性化を緊急に図っていくためには、土地利用の整序化を図りつつ、生産基盤の整備を行うとともに農用地の流動化を進め、効率的かつ安定的な農業経営の展開を図ることが重要である。

また、中山間地域においては、過疎化・高齢化の進行等に伴い、耕作放棄地が増大しており、優良農用地の保全を計画的に行いつつ、生産性の高い農業経営の定着を図ることが緊急の課題となっている。

国営農地再編整備事業（以下「本事業」という。）は、このような地域の実情を踏まえ、広域にわたる計画的な生産基盤の整備を行い、生産性の向上及び地域農業の展開方向に即した農業構造の実現を図るとともに、農業的土地利用と非農業的土地利用との整序化を図ることにより農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。

2 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 農業振興地域整備計画との整合

1 本事業の実施に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項に定める農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）との整合を図るものとする。

2 本事業は、農振計画における農用地区域を対象とする。

ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて本事業の対象とせざるを得ない場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の一部の区域を本事業の対象とすることができるものとする。

また、農用地区域内で行われる本事業に併せて、農用地区域と農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の整序化を図り、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設等を行う場合には、当該農用地区域以外の区域を事業の対象とすることができるものとする。

第3 事業地区

本事業の事業地区は、社会経済条件を同じくする地域で、本事業の実施により農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化を図り得ると認められる地域内にあるものとする。

第4 事業内容等

本事業は、区画整理及び開畑（開発して畑とすることが適当な土地及び農地間の地目変換により畑とすることが適当な土地を受益地とするものに限る。以下同じ。）を併せ行う令第49条第1項第5号に掲げる事業、当該事業及び当該事業と併せ行うことが適当と認められる同項第6号に掲げる事業（令第49条第1項第5号に掲げる事業又は当該事業及び当該事業と併せ行うことが適当と認められる同項第6号に掲げる事業から構成される事業を以下「中山間地域型」という。）又は区画整理を行う令第49条

第1項第4号の3に掲げる事業（以下「次世代農業促進型」という。）で構成される。中山間地域型と次世代農業促進型の事業内容及び採択基準は、それぞれ次のとおりとする。

1 中山間地域型

(1) 事業内容

- ① 中山間地域型は、令第49条第1項第5号に掲げる事業を基幹事業とし、同項第6号に掲げる事業を併せ行うことができるものとする。
- ② 令第49条第1項第5号の農林水産大臣が定める基準は、生産者と消費者との交流の促進を通じて地域農業の生産性の向上及び農業構造の改善を図るため、消費者への直接販売等に資する参加・体験型農園が設定される土地であって、おおむね20ヘクタール以上の面積を有することとする。

(2) 対象地域

地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、別に農村振興局長が定めるもの（以下「中山間地域」という。）に限る。ただし、中山間地域に隣接して農業生産条件等において一体的なつながりを有する市町村を対象地域に含めることができる。

(3) 基幹事業の採択基準

基幹事業の採択基準は、次の①及び②に定める要件を満たすものであることとするが、畑を主として対象にする地区にあっては、①及び③に定める要件を満たす場合にも採択基準を満たすものとする。

- ① 基幹事業に係る受益地の地積の合計がおおむね400ヘクタール以上であって、当該基幹事業に係る受益地の地積の合計に占める区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積の割合が3分の2以上であるもの。

ただし、区画整理及び開畑を併せ行う事業の施行地域内に1の(1)の②の農林水産大臣の定める基準に該当するものを含む場合にあっては、当該区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積がおおむね200ヘクタール以上であるもの。

なお、令第49条第1項第5号のイからニに掲げる事業については、別に定める要件に合致するものであることとする。

- ② 区画整理及び開畑を併せ行う事業の施行地域内にある農用地の面積に占める田の面積の割合がおおむね4分の1以上であり、かつ、その田の面積に占める地目変換又は非農用地区域の設定等が行われる面積の割合が10分の1以上であること。
- ③ 事業完了時の区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益地内における利用権等設定率がおおむね20パーセント以上又は利用集積率がおおむね80パーセント以上となることが見込まれること。

(4) 併せ行う事業の採択基準

併せ行う事業は、令第49条第1項第6号に掲げる事業とし、その採択基準は、別に定める要件に合致するものであることとする。

2 次世代農業促進型

(1) 事業内容

次世代農業促進型は、令第49条第1項第4号の3に掲げる区画整理（以下「基幹事業」という。）又は基幹事業及び基幹事業と併せ行うことが適当と認められる令第49条第1項第4号の3に掲げる農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。以下「併せ行う事業」という。）とする。

(2) 採択基準

令第49条第1項第4号の3の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、次の要件の全てを満たすものとする。

- ① 次世代農業農村振興計画が市町村により策定され、かつ次世代農業農村振興計画において土地改良長期計画（土地改良法第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標等の達成が見込まれること。なお、次世代農業農村振興計画に定めるべき事項等については、農村振興局長が別に定めるものとする。
- ② 基幹事業及び併せ行う事業に係る受益地の地積の合計がおおむね400ヘクタール以上であって、当該基幹事業に係る受益地の地積がおおむね200ヘクタール以上であること。
- ③ 農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画における目標年度までに、事業の受益地に占める、農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体（以下「担い手」という。）の農村振興局長が別に定める経営等農地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が、次のいずれかのとおり増加することが確実に見込まれること。
 - ア 事業開始時から担い手農地利用集積計画における目標年度までに担い手農地利用集積率が40パーセントポイント以上増加し、60パーセント以上となること。
 - イ 担い手農地利用集積率が80パーセント以上となり、かつ担い手の経営等農地面積の平均が20ヘクタール以上となること。
- ④ 事業開始の時から次世代農業農村振興計画における目標年度までに、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること。
 - ア 当該事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積の割合が10パーセントポイント以上増加すること。
 - イ 当該事業の受益地内で生産された作物に係る販売額が20パーセント以上増加すること。

第5 調査及び全体実施設計

地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。以下同じ。）は、本事業の採択に先立ち、原則として、次により調査及び全体実施設計を行うものとする。

1 調査

- (1) 本事業の実施を要望する市町村長は、本事業の予定地区を定め、その地区について調査を実施することを、都道府県知事を経由して地方農政局長に申請することができる。
- (2) 地方農政局長は、(1)の申請の適否を判定し、適当と認めた場合には、農林水産大臣にその旨の上申を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、農林水産大臣の決定を受けた地区について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、本事業の土地改良事業計画の案を作成するものとする。
- (4) 調査に必要な経費は、本事業の事業費には含まれないものとする。

2 全体実施設計

- (1) 全体実施設計は、農村振興局長が別に定めるところにより、1の土地改良事業計画の案における工事計画に係る詳細な設計等を行うものとする。
- (2) 全体実施設計に必要な経費は、本事業の事業費に含まれるものとする。

第6 事業の採択等

- 1 農林水産大臣は、第5の調査及び全体実施設計に基づき、予算の範囲内において、本事業の採択を行うものとする。

- 2 農林水産大臣は、本事業の採択を行った場合には、速やかにその開始に係る手続きを了し、本事業に着手するものとする。

第7 負担軽減措置の指導

地方農政局長は、第4の1の事業について、当該事業が地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域の生産基盤整備を促進する観点から実施される趣旨を踏まえ、国庫負担額を除いた残額の負担については受益農業者の負担軽減措置が講じられるよう都道府県知事及び市町村長を指導するものとする。

第8 都道府県に負担させる負担金の額の算定方法

本事業に係る都道府県に負担させる負担金の額は、令第52条第1項第1号の2から第1号の5までに定めるところにより算定するものとする。

第9 令第52条第1項第1号の2の農林水産大臣が定める額

- 1 令第52条第1項第1号の2の農林水産大臣が定める額は3分の1とする。ただし、北海道の区域内において行う場合にあっては、100分の25とする。
- 2 令第49条第1項第4号の3に掲げる併せ行う事業の基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。
 - (1) 基幹事業と当該事業の受益地が錯そうし、又は隣接していること。
 - (2) 基幹事業と併せて行うことにより、当該事業の効果が高められ、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであること。
- 3 2の要件によらずに行う農業用道路の新設又は変更に係る令第52条第1項第1号の2の農林水産大臣が定める額は、100分の50とする。ただし、北海道の区域内において行う場合にあっては、100分の45とする。

第10 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

第11 その他

国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知。）第5の規定に基づき調査又は全体実施設計が開始された地区については、第5の規定に基づき本事業に係る調査又は全体実施設計が開始されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。